

第2期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場（ToBiO）運営維持管理事業 実施方針等に対する質問への回答

新旧対照表

質問 No.	旧回答	新回答
2	<p><u>運営業務の主要部分</u>については、構成員が担うことを原則とし、<u>その全部</u>を構成員若しくは協力企業以外のものに再委託することはできませんが、市の事前承諾を前提に、運営業務に携わる業務の一部（プール監視員など専門性が必要な業務等の運営業務の主要部分の一部を含む）を構成員若しくは協力企業以外に再委託することは可能とします。</p>	<p><u>運営業務統括責任者の所属する企業</u>については、構成員が担うことを原則とし、<u>運営業務の全部</u>を構成員若しくは協力企業以外のものに再委託することはできませんが、市の事前承諾を前提に、運営業務に携わる業務の一部（プール監視員など専門性が必要な業務等の運営業務の主要部分の一部を含む）を構成員若しくは協力企業以外に再委託することは可能とします。</p>
4	<p><u>維持管理業務の修繕及び更新に関し建設工事が発生するものを担当する企業</u>については、構成員であることを原則としますが、市の承諾を前提に維持管理業務に携わる業務の一部（修繕及び更新に関し建設工事が発生するものを含む）を SPC の構成員若しくは協力企業以外に再委託することも可能とします。</p>	<p><u>維持管理業務統括責任者の所属する企業及び維持管理業務の修繕及び更新に関し建設工事が発生するものを含む業務の責任者が所属する企業</u>については、構成員であることを原則としますが、市の承諾を前提に維持管理業務に携わる業務の一部（修繕及び更新に関し建設工事が発生するものを含む）を SPC の構成員若しくは協力企業以外に再委託することも可能とします。</p>
43	<p>複数企業で実施する場合は、改修業務責任者及び施工業務責任者が所属する企業については、構成員としてください。各責任者が所属する企業以外の企業について、構成員ではなく協力企業として参加することは妨げませんが、その場合も施工業務を実施する全ての企業が、「実施方針Ⅱ 3 (2) イ」に記載の施工業務を行う者が満たすべき要件を満たす必要があります。</p>	<p>複数企業で実施する場合は、改修業務<u>統括</u>責任者及び施工業務責任者が所属する企業については、構成員としてください。各責任者が所属する企業以外の企業について、構成員ではなく協力企業として参加することは妨げませんが、その場合も施工業務を実施する全ての企業が、「実施方針Ⅱ 3 (2) イ」に記載の施工業務を行う者が満たすべき要件の内①及び③を満たす<u>必要があり、加えて、施工業務責任者が所属する企業については、②も満たす必要</u>があります。</p>
83	<p>改修業務統括責任者、施工業務責任者、維持管理業務統括責任者並びに維持管理業務のうち修繕及び更新に関し建設工事</p>	<p>改修業務統括責任者、施工業務責任者、維持管理業務統括責任者並びに維持管理業務のうち修繕及び更新に関し建設工事</p>

	<p>が発生するものを含む業務の責任者が所属する企業は構成員としてください。</p> <p>各責任者が所属する企業以外の企業について、構成員ではなく協力企業として参加することは妨げませんが、その場合も施工業務を実施する全ての企業が、「実施方針Ⅱ 3 (2) イ」に記載の施工業務を行う者が満たすべき要件を満たす必要があり、又は維持管理業務のうち修繕及び更新に関し建設工事が発生するものを含む業務を実施するすべての企業が、「実施方針Ⅱ 3 (2) オ」に記載の維持管理を行う者が満たすべき要件を満たす必要があります。</p>	<p>が発生するものを含む業務の責任者が所属する企業は構成員としてください。</p> <p>各責任者が所属する企業以外の企業について、構成員ではなく協力企業として参加することは妨げませんが、その場合も施工業務を実施する全ての企業及び維持管理業務のうち修繕及び更新に関し建設工事が発生するものを含む業務を実施する全ての企業が、「実施方針Ⅱ 3 (2) イ」に記載の施工業務を行う者が満たすべき要件のうち①及び③を満たす必要があり、加えて、<u>施工業務責任者が所属する企業については、②も満たす必要</u>があります。</p>
97	<p><u>基本設計及び実施設計の内容に基づく提案については、協議の上決定するものとします。ただし、その場合の提案にかかるリスクは事業者が負うものとします。</u></p>	<p><u>提案等は認められません。</u></p>
103	<p>基本設計及び実施設計の内容に基づく提案については、協議の上決定するものとします。ただし、その場合の提案にかかるリスクは事業者が負うものとします。</p>	<p><u>質問 No. 97 への回答をご参照ください</u></p>
108	<p>質問 No. <u>104</u> への回答をご参照ください</p>	<p>質問 No. <u>97</u> への回答をご参照ください</p>